

市税の納付等に係る「災害等による期限の延長」による延長後の 期限の指定について

(市民生活部 税務課)

(概要)

令和3年7月3日に発生した伊豆山土石流災害により、被害を受けた方々への支援措置として、地方税法及び熱海市税賦課徴収条例に基づき、伊豆山地区に地域指定をし、市税の納付等に係る「期限の延長」を行っているところですが、改めて指定することとしていた延長後の期限を次のとおり指定します。

1 延長後の期限（今回指定）

令和4年3月31日（木）

※期限までに申告・納付等ができない方には、個別の相談により対応します。

2 周知の方法

- ・対象となる納税者で今後納付する必要がある方へお知らせの郵送
- ・減免申請がされていない方へお知らせの郵送
- ・熱海市ホームページによる広報

3 告示日

令和4年2月10日（木）（県税に係る期限延長後の期限の指定の告示日と同日）

4 令和3年7月に行った期限の延長の内容

(1) 指定地域

熱海市伊豆山

(2) 対象期間

令和3年7月3日から別途告示で定める期日まで

(3) 納期限等

令和3年7月3日以降に到来した通常の納期限は、その期限を別途告示で定める期日まで延長します。ただし、口座振替分を除くものとします。

(4) 申告期限等

令和3年7月3日以降に到来した申告、申請、請求その他書類の提出の期限は、その期限を別途告示で定める期日まで延長します。

5 納税者等からの問合せ先

税務課納税室 0557-86-6168